

# Renaissance

弁護士法人  
愛知総合法律事務所

ルネサンス

2017.7

暑中お見舞い申上げます

No.46

事務所報を通して多くの方々と語り合い、皆様と共にさらに充実した事務所を目指して



撮影:T.Ito

## AICHI SOGO LAW OFFICE

弁護士 村上 文男  
弁護士 勝又 敬介  
弁護士 水野 憲幸  
弁護士 遠藤 悠介  
弁護士 米山 健太  
弁護士 深尾 至  
弁護士 加藤 純介  
社会保険労務士 原田 聰

弁護士 柄夢 貞介  
弁護士 木村 環樹  
弁護士 南 善隆  
弁護士 加藤 耕輔  
弁護士 中内 良枝  
弁護士 佐藤 康平  
税理士 大橋 由美子  
社会保険労務士 小木曾 裕子

弁護士 中野 直輝  
弁護士 渡邊 健司  
弁護士 森下 達  
弁護士 横井 優太  
弁護士 田村 祐希子  
弁護士 柿本 悠貴  
税理士 大橋 信義

弁護士 尾関 栄作  
弁護士 森田 祥玄  
弁護士 奥村 典子  
弁護士 長江 昂紀  
弁護士 友近 歩美  
弁護士 横田 秀俊  
司法書士 萩野 直樹

弁護士 檀浦 康仁  
弁護士 上瀬 幹也  
弁護士 小宮 仁  
弁護士 服部 文哉  
弁護士 北澤 嘉章  
弁護士 安井 孝佑記  
司法書士 戸松 泰志



この事務所報は再生紙を使用しております。

再生紙100%再生紙

愛知総合法律事務所

検索

<http://www.aichisogo.or.jp>

# 発想の転換

弁護士 村上 文男

暑中お見舞い申し上げます。

## 1 岐阜県に大垣支所を開設しました

愛知総合法律事務所の支所開設は今まで丸の内本部事務所から約40分以内の地域で、しかも愛知県弁護士会のエリアでした。しかし今回は県外の岐阜弁護士会のエリアに開設しました。その意味では今までとは発想の転換をした支所開設でした。

満を帰した支所開設でした。まだ4ヶ月しかたっていませんが、極めない程将来規模拡大をせざるを得ない程の順調さです。

ルネサンスの読者に支えられていますとの実感をかみしめています。

ています。

つまり法律業務だけではなく税理士、司法書士、社会保険労務士を事務所に抱え込んで、皆さんの利便性を図っています。愛知総合に依頼すれば、税金の事、登記の事、社会保険の事すべてを解決できるよう

にしています。他の事務所に行く必要はなくワン事務所でストップできるという意味で、ワンストップ法律事務所です。

税理士さんは愛知総合法律事務所の中でも5~6名の規模で大橋会

計事務所を経営しています。司法書士も2名います。社労士も2名います。今まではワンストップの範囲内で、事業の拡大を抑えていました。今後はワンストップの理念を踏まえながらもそれぞれの士業の事業拡大に応じて対応することになります。

ワンストップ士業の人たちと愛知総合とは手を取り合って、更なる事業拡大を視野に入れた、高品質の

サービスの提供に取り組んでまいります。

どうか大橋会計事務所の税理士、司法書士、社会保険労務士に対しても倍旧のご支援をお願い申し上げます。

## 3 出版、研究会活動に力を入れています

高品質なリーガルサービスを提供することが愛知総合法律事務所の使命です。

そのためには日々研鑽が必要です。昨年は法律相談件数約6500件、事件の依頼件数約2800件の豊富な事件数による実践での十分な研鑽ができました。これもひとえにルネサンスの読者のお力添えをります。

しかし実践は深い研究に裏付けられた実践でなければなりません。今年の1月には交通事故本の出版をしました。おかげさまで好評で、アマゾンの書籍の分類別ランキン

グでトップになり、既に3増刷目です。うれしい限りです。

今年から企業の皆さんと協力して30名位で1時間半をかけての月1回の交通事故研究会を立ち上げました。

所内では月1回1時間の弁護士の早朝判例研究会も15年以上続いています。業務後には30名の弁護士を中心にして、士業の皆さん、修習生を含めて暑い夏も休まずに月1回の2時間の実務研究会を15年以上続けています。

研究会活動こそが愛知総合の高品質のリーガルサービス提供の原動力だと肝に銘じています。

## 4 進化

今後も、皆さんに高品質なリーガルサービスを提供するために進化します。



## 2 ワンストップ事務所からの発想の転換

愛知総合法律事務所は県内では珍しいワンストップ事務所を標榜し

# 40年前当時の私の生活と思い

40年前というと、私が裁判官に任官して10年が経過し、大分地家裁で判事となつた年です。年齢は35歳、子どもも3人目が生まれ、思い出せば昨日のことのようにも思えます。当時の仕事は地裁刑事合議事件の右陪席と刑事単独事件、それに週1日は大分市から汽車で30分の距離の臼杵支部での支部長の仕事でした。とにかく楽しかった日々でした。特に臼杵支部は、職員は12名くらいの小さな支部でしたが、全員と家族的な付き合いができ、書記官の地元のお祭りや花火大会に泊まりがけで見物に行ったり、頻繁な懇親会で大騒ぎしたりで、濃密かつ親密な人間関係ができ、大分を離れても当時の職員が私を囲む会を企画してくれたりしました。刑事合議では、死刑か無罪かといふいわゆる別府3億円保険金殺人事件を4年に亘って担当し、死刑判決を書いたことは生涯で最も忘れぬ思い出となりました。刑事単独事件では、老人ホーム経営の理事長が入所者の金を横領していたとの事件で、記者クラブからテレビカメラによる撮影の許可を求められ、それを現在行われている開廷前3分間に限定するなどの条件をつけて許容しましたが、これに対する所長、高裁、最高裁刑事局からの猛烈な妨害をはねのけたことでした。当時刑事局長からの通達で、

弁護士  
かりた ていすけ  
柄夢 貞介



全国的に法廷での撮影は勿論カメラの裁判所持込も禁止されていた時代でした。しかし、私は市民の知る権利はもっと保障されるべきだし、所長他の司法行政当局の権限は、法廷での独立した裁判官の訴訟指揮権を守るためにこそあるので、これを妨害するとはもってのほかだと思っていました。これに対し、当時の所長は「私の暴挙?」を阻止しようとし、緊急裁判官会議を招集し、大激論をかわし、一人一人の裁判官に踏み絵を迫るように賛否を求め、私は1票差で負けました。しかし、私はこれは多数決で決めるようなことではないとして、撮影を断行しました。その約10年後最高裁は、私と同じ条件のもとのカメラの持込撮影を許可するようになったのです。司法及び裁判官の独立はこうした行為の積み重ねによって守られるのだと今も思っています。弁護士自治も同じことでしょう。

## 40年振り返って

私が弁護士になったのは昭和52年です。以来、弁護士として24年、小牧市長として16年間を経験いたしました。

弁護士当初は、社会の仕組み、商慣習などよくわからず、手さぐりで仕事を処理する有様。あらためて現実に対する自分の無知さが思い知らされました。

当時は繊維不況の真っただ中、多くの関連企業の倒産処理などです。いかに融通手形が乱発され、暴力団が介入してくるかなどを身をもって体験しました。

刑事事件では母による嬰児の殺害事件、生活のため出所後、直ちに窃盗を犯し、刑務所に舞い戻る累犯窃盗事件、暴力団による拳銃所持事件などさまざまな事件を担当し、自分では想像できない社会の厳しさを知られ、しみじみ自分の研鑽の必要を感じました。

又、バブル期における株や不動産取引、その崩壊により金融機関を中心に経済社会がいかに大きなダメージを受けたのか、その過程で理性を麻痺させるほどの「人間の欲望」の強さを思い知りました。

その後、縁あって小牧市長選挙に当選、4期16年に亘り、全国市長会の副会長を含め、行政に携わりました。

バブル崩壊は行政にも大きな影を落としていました。

弁護士  
中野 直輝



高度成長はバブル経済をもたらし、無限の経済好況の幻想の中、行政での第三セクターによる都市再開発や大規模リゾート施設の整備などですが、これらはいずれも全国的に破綻し、行政にも大きな財政負担を生ぜしました。

その後もアメリカバブルの破綻(リーマンショック)など厳しい経済状況が続きました。その結果、経済格差、子供の貧困、少子高齢化など社会生活に様々な問題が生じています。

私は終戦の年に生まれ、奇跡といわれた戦後復興、高度経済成長、バブル崩壊による社会経済構造の大きな変化を体験しましたが、今やあまり希望のもてない社会への変化を感じています。

昨今では戦争への危機感まで生まれています。

どうか若い人が希望をもって力強く生きることを切望します。

# 大垣支所開設から4か月経つて

岐阜大垣事務所

所長弁護士 佐藤 康平



岐阜大垣事務所開設から4か月が経過しました。岐阜大垣事務所は、今年4月の開所以来、主に西濃地域の皆様の身近な専門家を目指して、地域に密着したり一方で、サービスの提供に努めています。

さて、今回は、岐阜大垣事務所開設から4か月の、岐阜大垣事務所の様子をお話したいと思います。

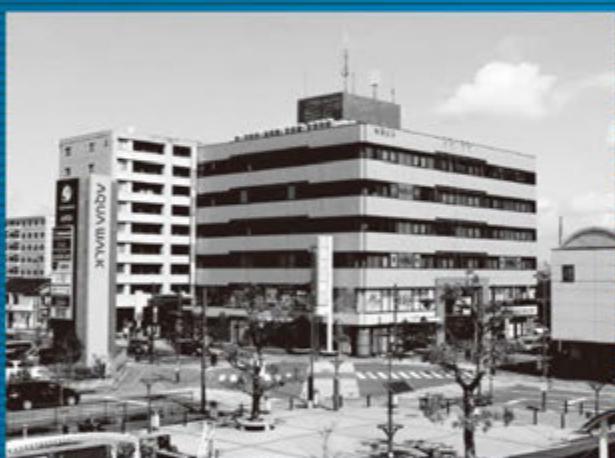
岐阜大垣事務所は、弊所が岐阜県内に初めて開設した支店となります。そして、私自身も、岐阜県内にお仕事をさせていただくのは、初めてのことでした。ですので、岐阜の方に受け容れて頂けるだろうか、相談を希望される方がいらっしゃるだろうかと、正直申し上げまして、かなり不安な気持ちもありました。

開所初日は、岐阜県内のお世話をなっている方々への挨拶周り等で、慌ただしく過ごしましたが、翌日以降は、相談を希望される方からの電話も鳴るようになっていました。岐阜大垣事務所に初めて相談希望の電話がかかつってきたとき、心からほっとしたのを、今でもよく覚えております。

徐々に相談や、岐阜大垣事務所にて私に事件を依頼して下さる方も

増え、今では、主に西濃地域の方々や地元の企業の方から、相談や事件を多く受けております。

岐阜大垣事務所を開設したことには、弊所にとっても、地域の皆様にとって、大きな意味があったのだとうとも、改めて実感しているところです。これからも、開所当時の気持ちを忘ることなく、地域の皆様にとって、身近で頼りになる法律事務所を目指して、所員一同頑張って参りますので、弁護士法人愛知総合法律事務所岐阜大垣事務所をどうぞよろしくお願いいたします。



交通事故に遭い怪我をした方は、事故を起こした相手に対し、慰謝料を請求することができます。

事故を起こした相手が任意保険に加入している場合には、任意保険会社から慰謝料を提示されることになります。この場合に任意保険会社からの提示される慰謝料は、任意保険会社ごとの独自の基準(いわゆる「任意保険基準」)に基づき算定されており、最低限の補償を目的とする自賠責保険上の基準(いわゆる「自賠責保険基準」)に基づき算定される慰謝料よりは高額ですが、裁判所で用いられる基準(いわゆる「裁判所基準」)に基づき算定される慰謝料と比較すると、低額になることがあります。

怪我をした方が弁護士に依頼をした場合には、弁護士は、慰謝料を裁判所基準に基づき算定し、請求します。この場合、任意保険会社から見れば、交渉相手が裁判所基準の存在を知っている弁護士となるため、弁護士に依頼をしない場合と比較して、提示される慰謝料は増額される可能性があります。

当事務所では、交通事故に関する様々な事案についての実績がありますので、任意保険会社から慰謝料を提示された際には、その妥当性について、当事務所の無料電話相談においてお電話下さい。

交通事故  
弁護士に依頼すると  
慰謝料が増える?



弁護士 深尾 至



# 弁護士 夏の自由研究

～最近、成長を感じたことなどを弁護士に聞いてみました～



津島事務所  
弁護士 遠藤 悠介

私には、昨年娘が生まれたのですが、日々成長を感じております。

ハイハイができるようになったと思ったら、すぐにつかまり立ちができるようになり、日々の経験を着実に成果に結び付けております。

私も、日々の業務の中で、少しでも経験値を積み、弁護士として成長できるよう努力していくことを再確認させられた経験でした。



名古屋新瑞橋事務所  
弁護士 加藤 耕輔

学生時代はバスケットボール一色でしたが、最近はゴルフに夢中です。

今年のゴルフの目標として、「連続100切り」を掲げました。目標達成へ向け、「毎日1回でも素振り」のミッションを自らに課し、忠実にミッションを遂行しました。

その甲斐あって、今年に入り、早々に「連続100切り」を達成することができました。

小さな成功体験ですが、久しぶりの成功体験です。



高藏寺事務所  
弁護士 服部 文哉

月に1回ほど、最近流行りのボルダリングに挑戦しています。余分な脂肪を身にまとっている私の場合、自力で壁を登っていくのはとても大変ですが、その分登り切ったときの達成感もひとしおです。中腹で疲れ果てたときは、諦めて降りてしまいたくなっていますが、そこをひと踏ん張りして手を伸ばすと、予想外の成功が待っていることもあります。自分の限界を自分で決めず、ただ全力を尽くせと教えてもらっている気がします。



春日井事務所  
弁護士 友近歩美

日中の運動不足を補うため、休日は「1日2万歩」を目標に掲げています。

電車でわずか10分の距離も、歩くとなると一時間近くかかります。

初めは、電車に乗った方が効率良いんじゃないかと消極的でしたが、スニーカーを購入し、「このスニーカーを履きたい!」という気持ちを利用して、短い距離から挑戦しました。その結果、普段なら見落としていた新しいお店を発見したり、ゆっくりいろいろな考えることができます。今では「今週末は歩いてどこに行こうか?」と考えるのが楽しみです。

# 刑事事件部発足から現在まで

弁護士 南 善隆



愛知総合法律事務所では、刑事事件専門部を立ち上げ、刑事事件への対応に力を入れております。この度、刑事弁護人として対応した案件で無罪判決を獲得しました。

依頼者は、自動車の運転中に事故を起こしてしまい、危険運転過失致傷罪という重い罪にあたるとして起訴されました。

結果として、裁判所は、1年にわたる長い審理の末、走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態であるとの認識を有していたとは認められないと判断し、無罪判決が言い渡されました。

本件において、依頼者が事故前に病院で受けている検査の内容や診断結果について証拠を提出し、事故前に依頼者の車に同乗した人物の証人尋問を行うなどの弁護活

動を行いました。これにより、捜査段階で作成された、依頼者の供述調書の信用性が否定され、無罪判決の獲得という結果に至ったのです。

平成27年の司法統計によると、刑事裁判において、有罪か無罪の判断(実体裁判と言います)がされた場合に有罪判決がくだされる確率は、99.8%を超えてます。つまり、実体裁判がされた場合、1000人中998人は有罪となり、無罪判決が言い渡されるのは2人いるかどうか、ということなのです。

しかし、その998人の中に、1人でも無実の人がいたとしたら、それは決して許されることではありません。そこで、1人でも無実の罪で処罰される人がいなくなるよう、当事務所では刑事弁護に力を入れています。

平成27年 司法統計(抜粋)	有罪			無罪	有罪率
		執行猶予	保護観察		
地方裁判所	53,120	30,976	2,827	70	99.87%
簡易裁判所	6,255	3,527	556	6	99.90%
合 計	59,375	34,503	3,383	76	99.87%

## 事業・個人「再生」物語

～新たな門出への後押しとして～

弁護士 横井 優太



### 1. 借金の理由

事業が頓挫してしまった、病気で働けなくなってしまった借金を積み重ねてしまった、保証人になってしまっていた…。弊所に借金の返済方法や清算について相談に来られる理由は様々です。

ここでは金銭面の再出発を「再生」と呼ぶこととし、弊所が依頼者の方と共に協力をして経済的に「再生」を果たした事例を紹介したいと思います。

### 2. 亡ある無料電話相談から

平成2X年の炎天下の中、ある会社事業主の方から弊所に一本の電話相談がありました。「X銀行から一千万円の請求の訴訟を提起され、事業も火の車状態だ。私の今後の生活もあるし、どうすれば良いのか…」と。

依頼者の不安の気持ちや状況を解消することが先決。翌日には面談相談を行い、受任後に直ちにチームを結成。数少ない資料の中でもワンストップ事務所の強み、そして約40年の積み重ねたノウハウを生かし、裁判所申立書類・

証拠の整理・作成に取りかかったのです。

事業・個人の「再生」の申立てには3ヶ月以上かかるというのが一般的。そんな中、社会的な混乱を避けるため秘密裏に準備を進め、1ヶ月弱で裁判所に申立てを完了し、混乱もなく同事業の経済的「再生」のレールに乗せることができたのです。

### 3. 愛知総合の進化の形

弊所は専門化の集大成の一つとして、再生・破産事件にも力を入れ、依頼者の方の経済的な「再生」について進化を止めることはありません。事業者・個人の「再生」について些細なことでも結構ですので、ご相談いただけましたら幸いです。

### 4. 後日談

なお、先の事業主の方の後日談…といえば、新天地の会社従業員として自らの手腕を大いに発揮され、社会で活躍されていることは言うまでもありません。

# 労働問題 対談

顧問社労士×顧問弁護士



弁護士 森田 祥玄



社会保険労務士 原田 聰

原田 森田君、最近の労働相談としては、どのようなものがあるの？

森田 私ですか？私は最近は土日は休ませていただいております。昔みたいに夜遅くまで働くことも少くなりました。

原田 いや、森田君の個人的な話じゃなくてさ。

森田 何を聞きたいのですか？

原田 例えば最近の訴訟の件数とか、傾向とか、何かないの？

森田 それなら裁判所のホームページに統計がありますよ。対談が終わったらＵＲＬをお教えします。

原田 いやいや、ホームページには載っていない何かがあるでしょう。

森田 質問が抽象的すぎてちょっと…。

原田 たとえば長時間労働を削減するにはどうすればよいのか、というような相談はないの？

森田 ないですね。

原田 ないのか。

森田 僕のところにはないです。

原田 たとえば違法な解雇をしたとして訴えられた、というような相談が顧問先からあるでしょ？

森田 あまりないです。

原田 これもないのか。

森田 顧問先は、解雇する前に相談に来ますからね。

原田 何らかの労働紛争で訴えられた、というような相談が顧問先から来ることはあるでしょ？

森田 まあ、あることはありますね。

原田 どのような相談なの？

森田 いえるわけないでしょ。守秘義務がありますから。

原田 そうだね、ルネサンスは配布するしね。

森田 原田さんはどうですか。顧問先が残業代未払

いで訴えられたというようなことはありますか。

原田 あまりないよ。

森田 ないのですか。

原田 紛争にならないように就業規則を改訂するからね。

森田 全然話が拡がりませんね。弁護士事務所と顧問契約を結んでいる時点で、労働紛争に巻き込まれるリスクは格段に減少しますから。

原田 労働相談がないわけではないよね？

森田 そうですね、数自体は増えています。ただ、この数年で傾向も変わりました。

原田 どう変わったの？

森田 人材難、採用難に伴う相談が増えています。たとえば引き抜きに関するトラブル、採用時や退職時に伴うトラブルや書類の整備に関する相談が増えている印象です。

原田 そうだね、それは社労士も同じだよ。あとは、人間関係に関する相談も増えているね。

森田 話が拡がらないので、そろそろ締めて頂いてもよろしいですか。

原田 紛争の多様化に伴い、顧問弁護士、顧問社労士の需要は増大しています。

森田 繼続的に顧問契約を結ばせていたいいる企業からは、紛争の初期段階でメールやお電話でご相談いただきます。如何ともしがたく訴訟になる場合ももちろんありますが、できる限りそうならないよう努力するのが我々の仕事です。

原田 顧問弁護士や顧問社労士とはどのようなものか話を聞いてみたいという方は、お気軽にお問い合わせください。

突然ですが問題です。次の3つの遺言の中、法律上遺言としての効力が認められるものはどれでしょうか。

- 1 夫婦仲良く、しようと1枚の紙に書いた  
遺言

- 2 行きつけのバーのママであるナオミにすべての財産を贈与する遺言

- 3 カわいがっていた猫のミケにすべての財産を贈与する遺言

答えは2番です。あれ？遺留分っていうものがあるんじやないの？と思われるかもしません。しかし、相続人の遺留分を侵害する遺言も、法律上有効なのです。ただ、相続開始後に紛争になる場合がありますので、やはり遺留分にも配慮した遺言を作成するほうがよいでしょう。

1番については、遺言は、公正証書ではなく、自筆でも作成することはできます（自筆証書遺言といいます）。しかし、自筆証書遺言には厳格な要件があり、それを守らないと遺言は無効となってしまいます。民法975条では、「遺言は二人以上の者が同一の証書ですることができない」と定められており、数人で1枚の紙に書いた遺言は無効となります。

3番については、法律上、権利や義務の主体になれるのは、個人又は法人のみです。動物は権利の主体になれませんので、動物に財産を贈与する内容の遺言は無効となってしまいます。自分に何かあった時にペットのことが心配なら、ペットの面倒を負担してくれる人に財産を贈与する、負担付遺贈を内容とする遺言をすることが考えられます。

こんな遺言は  
有効？無効？

弁護士 中内 良枝





弁護士法人

# 愛知総合法律事務所 事務所のご案内

電話法律相談専用回線

TEL.052-212-5275

受付時間

平日:午前9時30分～午後6時

土日:午前9時30分～午後6時



## 名古屋丸の内本部事務所

〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目2番29号  
ヤガミビル 501号-601号(受付)

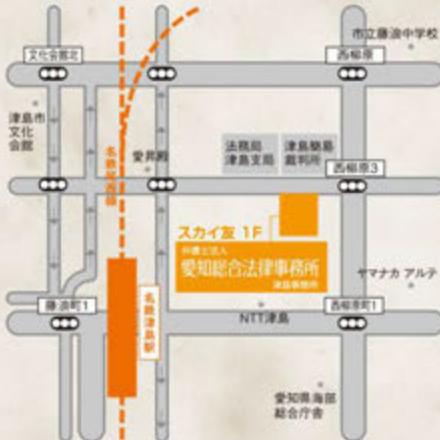
**TEL.052-971-5277 (代表)**  
**FAX.052-971-7876**



## 小牧事務所

〒485-0029 愛知県小牧市中央一丁目267番地  
小牧ガスピル2階

**TEL.0568-68-6061 (代表)**  
**FAX.0568-68-6062**



## 津島事務所

〒496-0047 愛知県津島市西柳原町三丁目2番地  
スカイ友1階

**TEL.0567-23-2377 (代表)**  
**FAX.0567-23-3838**



## 名古屋新瑞橋事務所

〒467-0842 愛知県名古屋市瑞穂区妙音通四丁目40番地  
ソブレイ新瑞ビル4階

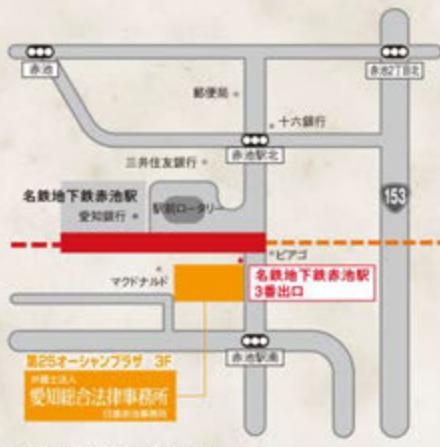
**TEL.052-851-0171 (代表)**  
**FAX.052-851-0172**



## 春日井事務所

〒486-0844 愛知県春日井市鳥居松町四丁目122番地  
王子不動産名古屋ビル4階

**TEL.0568-83-8177 (代表)**  
**FAX.0568-83-8170**



## 日進赤池事務所

〒470-0125 愛知県日進市赤池一丁目3001番地  
第25オーションプラザ3階

**TEL.052-680-8501 (代表)**  
**FAX.052-680-8502**



## 名古屋藤が丘事務所

〒465-0033 愛知県名古屋市名東区明が丘124番地1号  
ami amiビル 3階

**TEL.052-778-9997 (代表)**  
**FAX.052-778-9998**



## 高藏寺事務所

〒487-0011 愛知県春日井市中央台1丁目2番地2  
サンマルシェ南館1階

**TEL.0568-37-3921 (代表)**  
**FAX.0568-37-3922**



## 岐阜大垣事務所

〒503-0015 岐阜県大垣市林町5丁目18番地  
光和ビル4階

**TEL.0584-84-2288 (代表)**  
**FAX.0584-84-2289**

# 他士業座談会

*in Summer*

愛知総合法律事務所を支える、各士業のエキスパートたちが集結しました!!

米  
山

おかげ様で、登記関係は社労士と、専門家とタッカで、弁護士をさせていただきます。

小木曾

毎日様々な依頼が舞い込んできていますからね。愛知総合法律事務所の魅力は、弁護士以外の専門家には、相談出来る「ワントップ事務所」です。

米  
山

司法書士、労働関係なども相談出来る「ワントップ事務所」です。

萩  
野

私は、毎日スケジュールが埋まっています。裁判に出廷したり、法律相談やクライアントと打ち合わせしたり。

米  
山

私も、事務所に忘れられてしまうのではないかと、思って、飛び回っています。

小木曾

例えば、社長さんからまず相談を受けるのが税理士さんや社労士さんであります。登記が派生してご紹介受けている際に、労使紛争や助成金等の事を聞かれた場合にご紹介することがあります。

萩  
米  
野  
山

頑張りましょう!!

小木曾

これから、愛知総合法律事務所はどんどん発展していくので、弁護士、法書士、社労士、お互に協力し合いながら頑張りましょう!!

米  
山

そうだったんですか?!全然知らないかったです。全くクライアントだけで無く、事務所も皆さんに支えられているんですね!

同じ事務所でも、今回みたいに集まって話をすると機会はなかなか無いです。が、皆さん最近仕事はどうですか?

しても大変心強いです。そういえば、司法書士と社労士が組む事はあるんですか?



弁護士  
米山 健太



社会保険労務士  
小木曾 裕子



司法書士  
萩野 直樹

## 名古屋丸の内本部事務所

〒460-0002名古屋市中区丸の内三丁目2番29号  
ヤガミビル 501号・601号(受付)

**TEL.052-971-5277(代表)**  
**TEL.052-212-5275(相談専用ダイヤル)**  
**FAX.052-971-7876**

### ●お盆休みのお知らせ●

平成29年8月11日(金)から15日(火)までの5日間、お盆休みを取らせていただきます。  
16日(水)より通常営業を開始致します。  
※ご相談・ご来訪の際は予め電話にてご予約ください。

ルネサンス46号は、弊所開設40周年の記念号になりました。いつも以上に力の入ったものを皆様にお届けできただけはないかと思っております。そんなルネサンス班一同の力のこもった今号も皆様に楽しんでいただければ幸いです。

現在私の目標は、ITのさらなる活用を目指しています。世間では、IT技術の進歩により、自覚なし革新が起こっています。当事務所も、これに乗り遅れないよう、新たな技術を導入していきます。

野々部一伸  
曾根原誠

編集後記

after word